

令和元年6月10日

各高等学校長 様

広島市長
(健康福祉局介護保険課)

高校生・大学生介護体験事業の周知及び申込取りまとめについて（依頼）

介護を担う人材は、今後の高齢化の進展に伴う需要の増加に供給が追いつかず、2025年には全国で34万人、広島県では6千7百人と、大幅に不足することが見込まれています。こうした課題に対応するため、本市では、これから社会を支えていく若い世代が早くから介護に関する理解を深め、将来、社会を担う年代になった時に、介護の仕事に就くことが選択肢のひとつになるとともに、こうした世代を中心に、介護の仕事の社会的評価が高まる環境をつくることを目的に、介護施設等での職場体験の機会を提供する「高校生・大学生介護体験事業」を実施します。

本事業は、広島市内で特別養護老人ホーム等を運営する法人により構成される公益社団法人広島市老人福祉施設連盟に委託し、申込の受付、受入先施設の調整等の事務全般は、同連盟において取り扱います。

つきましては、本事業に関する貴校生徒への周知に御協力いただきますとともに、申込を希望する生徒がおられましたら、貴校分を取りまとめの上、連盟まで御送付いただきますようお願いいたします。

記

1 ポスターの掲示及びチラシの配布

貴校生徒への周知を図るため、校内掲示板等にポスターを掲示いただくとともに、チラシを職員室、進路指導室等へ備え、関心のある生徒へ配布してください。またポスターについては、学校担当者名を記載する欄を設けていますので、掲示前に各学校において記載していただきますようお願いいたします。

2 申し込みの取りまとめ

申込を希望する生徒へ同封の申込用紙をお渡しいただき、提出のあった申込用紙を取りまとめの上、括束票を添えて随時御送付ください。最終締め切りの、**令和元年7月12日（金）まで**に（6月12日から7月10日の間が生徒からの申込期間としています。）、連盟まで郵送又はFAXにより御送付ください。

3 受入先施設の通知について

連盟にて受理した希望先の施設等と調整を行い、括束票に記載いただいた御担当者へ体験先・日時等を御連絡させていただきます。詳しくは同封の「体験事業の流れ」を御確認ください。

4 その他

- (1) 参加者には連盟が加入する普通傷害保険及び賠償責任保険の適用がありますので、体験中（行き帰りも含む）に怪我をしたとき、又は怪我をさせてしまったときは保険金が支払われます。（保険料の自己負担は生じません。）
- (2) 参加者に対する給与、交通費及び食費等の支給はありません。

【同封物】

- ・ポスター 1部
- ・チラシ 50部
- ・受入対象施設一覧表 10部
- ・申込用紙 20部
- ・括束票 2部
- ・体験事業の流れ 5部
- ・体験事業の手引き 20部

※今回お送りしたポスター・チラシ等は、申込期間が過ぎて不要となった場合、また申込がなかった場合は、お手数ですが貴校にて処分していただきますようお願いいたします。

【担当】 介護保険課 小林
TEL (082) 504-2173